





1 三重県流入車対策に伴う「対策地域を発地又は着地として、対象地域において対象自動車を運行する者」の対応

対象者の要件	車種規制適合車への使用のための対応	担保措置等
<p>【貨物又は旅客を運行する者】 対策地域を発地又は着地として、対象地域において対象自動車を運行する者</p>	<p>対策地域を発地又は着地として、対象地域において対象自動車を運行する者は、車種規制適合車等を使用するよう努めるものとする。 なお、災害等が発生したときは、この限りではない。 対象自動車は、営業用自動車（緑ナンバー）及び自家用自動車（白ナンバー）とする。</p> <p>※用語説明 対象自動車：自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成4年政令第365号）第4条第1号及び第6号に掲げる自動車（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量が8,000キログラム以上に限る）並びに同条第3号に掲げる自動車をいう。 対策地域：令別表第1号6号に掲げる地域 対象地域：国道23号の桑名市小貝須（国道258号交差点）から四日市市塩浜（国道25号交差点）の区間をいう。</p>	<p>対策地域を発地又は着地として、対象地域において車種規制適合車等を運行する者は、車種規制適合車標章等を当該車種規制適合車等に表示するよう努めるものとする。</p> <p>(1) 環境省及び国土交通省が規定する「基準適合表示交付要領」に基づくもの (2) 国土交通大臣が「低排出ガス車認定実施要領」（平成12年運輸省告示第103号）に基づき認定した低排出ガス車、低排出重量車又は「超低PM排出ディーゼル車認定制度」に基づき認定する超低PM排出ディーゼル車に対して交付されるもの (3) 大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号）第40条の16第1項に基づくもの</p> 

2 三重県流入車対策の施行に伴う「荷主等・旅行業者」の対応

対象者の要件	要請の内容	要請の方法と確認
<p>【荷主等】 ①自己の事業に関して、対策地域内の自己の事業所若しくはその他の場所（以下「事業所等」という。）から又は対策地域内の自己の事業所等に貨物若しくは廃棄物（以下「貨物等」という。）を他の者に委託して運送させる者</p>	<p>①貨物又は廃棄物を、貨物運送事業者等（一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業若しくは貨物利用運送事業を営業者又は一般廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物収集運搬業者若しくは特別産業廃棄物収集運搬業者）に委託して運送させるときは、貨物運送事業者等に対し、対象自動車によらない場合を除き、対象地域を運行するときは車種規制適合車等の使用を求めよう努める。</p> <p>【イメージ図】 ○荷主から運送業者に要請</p> 	<p>(要請方法) ・車種規制適合車等を使用するよう契約書に記載する。 ・運送事業者等に対して文書や周知用チラシ等を配布して依頼する。 ・荷下ろし場などの敷地内に車種規制適合車等を使用する旨の看板を設置する。等</p> <p>(確認方法) ・対象自動車に車種規制適合車標章が表示されているかどうか確認する。 ・自動車検査証（車検証）の備考欄に記載されている自動車NOx・PM法の排出基準の適否によって確認する。 ・使用する車両ごとに車種規制適合車等か非適合車の別を記載した運送車両一覧を提出させ確認する。</p>

<p>②自己の事業に関して、対策地域内の自己の事業所その他の場所に、購入、借入れ又は譲受けをする物品を運送させる者</p>	<p>②購入、借入れ又は譲受けをする物品を運送させようとするときは、物品の販売、貸出し又は譲渡しをする者に対し、対象自動車によらない場合を除き、対象地域を運行するときは、車種規制適合車等の使用を求めるよう努める。</p> <p>【イメージ図】 ○着荷主から発荷主に要請</p>  <p>契約時などに車種規制適合車を要請</p> <p>（運送事業者） 要請</p> <p>取引事業者（発荷主等）</p> <p>車種規制適合車を使用</p>	
<p>【旅行者】 ③旅行業を営む者であって、対策地域内に営業所を有するもの</p>	<p>③ 旅客を、対策地域を発地又は着地として、旅客自動車運送事業を営業者等に委託して運送させようとするときは、旅客自動車運送事業を営業者等に対し、対象自動車によらない場合を除き、対象地域を運行するときは、車種規制適合車等の使用を求めるよう努める。</p> <p>【イメージ図】 ○旅行者からバス事業者に要請（対策地域発）</p>  <p>（バス事業者） 要請</p> <p>対策地域内事業者（旅行者）</p> <p>観光地</p> <p>車種規制適合車を使用</p>	<p>（要請方法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車種規制適合車等を使用するよう契約書に記載する。 ・バス事業者等に対して文書や周知用チラシ等を配布して依頼する。等 <p>（確認方法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象自動車に車種規制適合車標章が表示されているかどうか確認する。 ・自動車検査証（車検証）の備考欄に記載されている自動車NOx・PM法の排出基準の適否によって確認する。 ・使用する車両ごとに車種規制適合車等か非適合車の別を記載した運送車両一覧を提出させ確認する。

3 三重県流入車対策の施行に伴う「特定荷主等・特定旅行者」の対応

対象者	要件	報告の内容
特定荷主等	荷主等のうち、資本金の額等が3億円を超え、かつ、対策地域内に建物の延べ面積が1万平方メートルを超える事業所又は敷地面積が3万平方メートルを超える事業所を有するもの	<p>○知事への要請等の報告</p> <p>〔報告期限〕 毎年度6月末</p> <p>〔報告事項〕</p> <p>①車種規制適合車等使用の要請状況</p> <p>②車種規制適合車等の確認状況</p> <p>③その他（1ヶ月あたりの出入りする台数、特記事項）</p> <p>〔報告様式〕 要綱で定める様式</p> <p>※報告は、特定荷主等は事業所単位。 特定旅行者等は事業者単位。</p> <p>知事は、①、②について、県のホームページにおいて公表するものとする。</p>
特定旅行者	旅行者のうち、その業務の範囲が第一種旅行業務であって、対策地域内で対象自動車を利用した業務を実施するもの	

4 三重県流入車対策の施行に伴う「中継施設管理者」及び「対象自動車を業として販売し、又は賃貸する者」の対応

対 象 者	要 件	周 知 の 内 容
中 継 施 設 管 理 者	<p>○次にいずれかに該当する施設であって、対策地域内に存するものの管理者</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 港湾法に規定する国際拠点港湾 ② 鉄道の貨物駅（上屋又は荷さばき場及び対象自動車の駐車を有するもの） ③ 卸売市場法に規定する地方卸売市場 ④ 倉庫業法（昭和31年法律第百121号）第3条の規定により登録を受けた者 	<p>○当該施設に対象自動車で出入りする者に対し、対策地域を発地又は着地として、対象地域を運行する場合には、車種規制適合車等を使用するように努めることの周知のための措置を講じるよう努める。</p>
対象自動車を業として販売し、又は賃貸する者	左記と同じ	<p>○対象自動車を購入し、又は賃貸する者に対し、対策地域を発地又は着地として、対象地域を運行する場合には車種規制適合車等を使用するように努めることの周知のための措置を講じるよう努める。</p>